

## 第 3 次 南 部 町 男 女 共 同 参 画 プ ラ ン （ 推 進 計 画 ）

### 【 南 部 町 が め ざ し て い る 「 男 女 共 同 参 画 」 社 会 の 姿 】

すべての「人」が個人として尊重され、性別にかかわらず、家庭・地域・社会のあらゆる場面で個性と能力を十分に発揮し、「協働」して、心豊かな活力のある充実した生活を送れる社会

### 【 プ ラ ン 改 定 の 趣 旨 】

- 1 平成 18 年度に南部町男女共同参画推進条例制定、平成 20 年度に第 1 次南部町男女共同参画プランを策定した。平成 25 年度には第 2 次南部町男女共同参画プランとして改定を行い、男女共同参画社会をめざし様々な取り組みを進めてきた。  
しかしながら、平成 30 年度に実施した南部町男女共同参画町民意識調査の結果によると、固定的性別役割分担意識が根強く残る状況や、家庭生活・職場・地域活動等において男女共同参画が進まない現状など課題が見られ、引き続き男女共同参画の取り組みを強力に推進する必要がある。  
このような状況のもと、第 2 次南部町男女共同参画プラン計画期間の終了を受け、男女共同参画を取り巻く社会情勢の変化等に対応しながら、本町における男女共同参画社会の実現を図るため、今後の取り組みを示した第 3 次南部町男女共同参画プランを策定する。
- 2 男女共同参画が一部の者の問題ととらえられる傾向が未だにあり、行政、地域のあらゆる人の課題となっていない。
- 3 平成 25 年度に第 2 次南部町男女共同参画プランとして改定を行い、主管課の決定や進捗状況の把握を行うこととしたが、進捗状況の把握が適切に行われていなかった。第 3 次プランの改定にあたっては、男女共同参画に向けた施策が効果的に実施されるよう、実施状況の点検・評価を行い、住民意識の変化や社会的な動向に応じて弾力的かつ柔軟な運用を図るよう改善措置を講じていく。
- 4 平成 30 年度の南部町の男女共同参画状況をみると、審議会等での女性の登用目

標 40%に対して、32.8%であり、5 年前の 21%と比べて 11.8 ポイント向上した。一方で委員会等においては 12.5%と依然として低い状況であり、市町村の防災会議にも女性の登用が無い。

地域においては、小中学校 PTA における女性役員の割合が 57.1%で県内では最も高くなっている一方、女性の自治会役員は 5.4%で 5 年前の 2.2%と比べると少しずつ向上しているものの、依然として低い状況となっている。

- 5 多様な生き方を主体的に選択し、かつその生き方が尊重され、自立した個人として能力を発揮する機会が確保され、生きる喜びを享受することができる社会の実現には、いまだに多くの問題が存在している。

少子高齢化、家族のあり方の多様化といったライフスタイルの変化や、高度情報化、就業構造および就業形態の変化など、社会情勢が著しく変化している。町が目指す男女共同参画社会の姿の実現に向けて、新たに取り組むべき課題がある。

- 6 平成 27 年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）が制定された。女性活躍推進法では、自らの意志によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要であるとし、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることとされた。男女共同参画社会の実現に向けた取組と一体的に推進し、女性の職業生活における活躍に向けた取組も実施していく。

## 【 I 】 基本理念

本計画の基本理念は「南部町男女共同参画推進条例」の基本理念に基づく 7 項目とする。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられ、男女が性別による差別的取り扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度や慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における意思の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会支援の下、家事、育児、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、地域活動等社会生活とを両立できるようにすること。
- (5) 男女がそれぞれの身体的特徴についての理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関して互いの意思を尊重し、共に生涯を通じた健康な生活を営むことについて配慮されること。
- (6) 女性に対する身体的、心理的、経済的又は性的な暴力は、女性の人権に対する重大な侵害であり、根絶されること。
- (7) 国際社会における取り組みと協調のもとに行うこと。

## 【 II 】 基本目標

- 1 すべての人の人権を尊重しよう。
- 2 すべての人があらゆる場面で参画できる地域にしよう。
- 3 すべての人が自分らしく多様な生き方を選べる社会をつくろう。

## 【Ⅲ】 計画の概要

### 1 計画の性格

「南部町における部落差別をはじめあらゆる差別をなくす総合計画」（平成18年から平成32年までの計画期間）の「第3章 男女共同参画社会の実現」をもとに、行政の役割を定め、町民が、家庭・地域・学校・職場・施設などと協働して施策を推進するための指針となるものです。

- (1) この計画は「男女共同参画社会基本法」、「女性活躍推進法」及び「南部町男女共同参画推進条例」に基づいて策定するものです。
- (2) 少子・高齢化、就業構造及び就業形態の変化、ライフサイクルの変化等社会経済環境の変化に対応し、南部町の男女共同参画社会計画に関する施策を総合的・体系的に推進するための計画とします。
- (3) 「南部町総合計画」及び「南部町部落差別をはじめあらゆる差別をなくす総合計画」との整合性を図った計画とします。

### 2 計画の期間

令和元年度から令和5年度の5年間とします。ただし社会情勢の変化などに応じて、必要な見直しを行っていきます。

### 3 計画の進行

- (1) 南部町男女共同参画条例のもと、町民と学識経験を有する者で構成する「南部町男女共同参画審議会」において男女共同参画プランの進捗状況を把握し、改定内容、重要事項について審議する。
- (2) 南部町男女共同参画プランの取り組みを総合的に推進するため、副町長を会長とし、教育長、教育次長及び各課の課長等で構成する「南部町男女共同参画行政連絡会議」を設置し、各課でプランの実行に努める。

## 基本計画

### 基本目標 1 すべての人の人権を尊重しよう

#### 重点目標 A 男女共同参画社会の実現のための意識改革・理解促進

○男女の人権が尊重され、男女平等を実現するためには、家庭・地域・学校・職場・施設などにおいて、人権尊重や男女平等に関する学習・教育が不可欠であり、特に、家庭・保育園・学校が果たす役割は大きなものがあります。

○「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的役割分担意識もまだまだ根強く残っています。意識改革の学習機会の充実は、男女共同参画社会を築くために重要なものとなります。また、性差別のない、個人が尊重される社会を築くためには、子どもの頃からの社会的・文化的な性差にとらわれない教育が必要です。

《1-A-1》

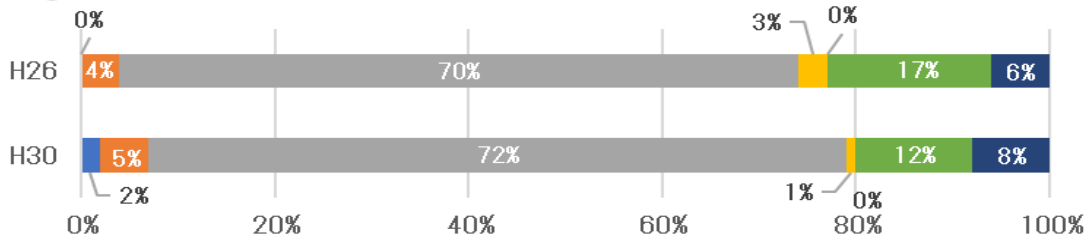
基本的施策 1	男女共同参画の意識啓発（広報・学習会等）	主管課
取り組み内容	○男女共同参画の理解を広げる普及啓発	総務課 人権・社会教育課
	○子どもの発達段階に応じた男女共同参画教育の推進	子育て支援課 総務・学校教育課
	○生涯を通じた男女共同参画の学習機会の提供	総務課 人権・社会教育課
	○地域、家庭、職場における固定的役割分担意識や慣習の見直しのための意識啓発	総務課
	○多様な性の在り方に対する理解促進を図るための広報啓発	総務課
対 象	家庭・地域・保育園・学校・職場・町民	

■男女の地位の平等感について

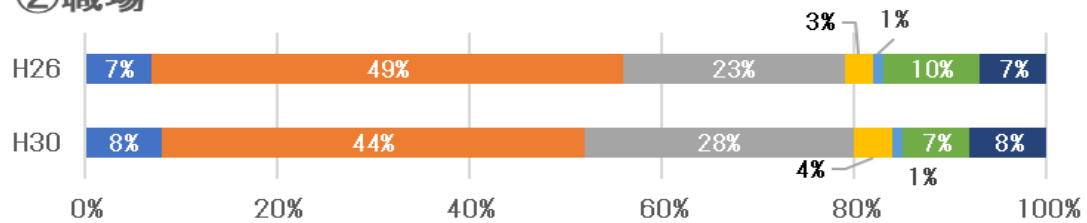
平成 26 年度及び 30 年度南部町男女共同参画意識調査の比較

- 男性の方が非常に優遇されている
- どちらかと言えば男性の方が優遇されている
- 平等である
- どちらかと言えば女性の方が優遇されている
- 女性の方が非常に優遇されている
- わからない
- 無回答

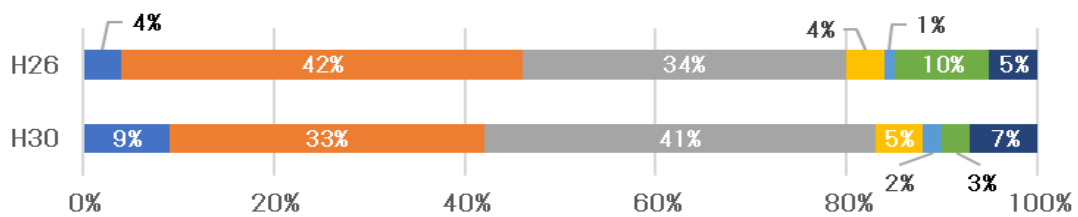
① 学校教育



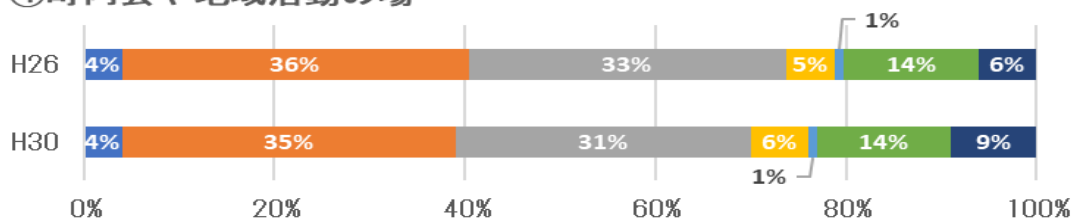
② 職場



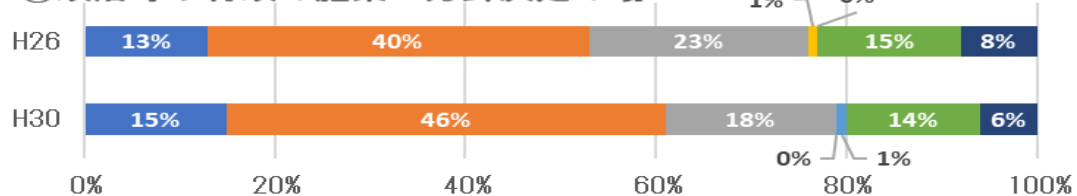
③ 家庭生活

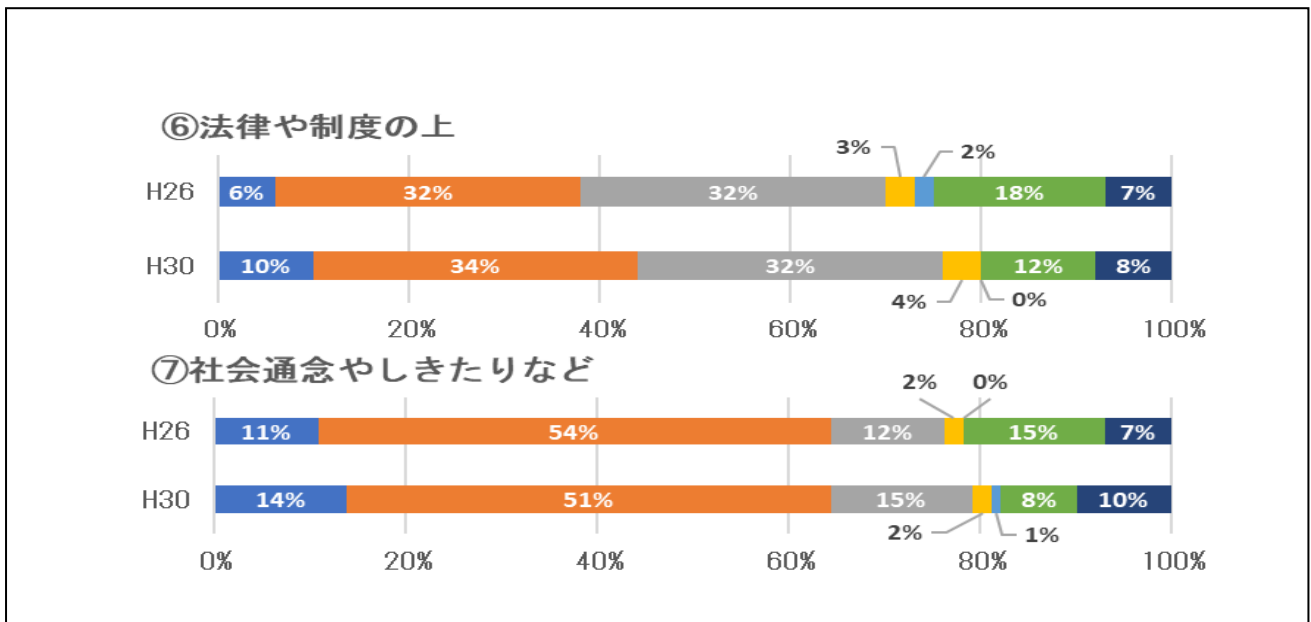


④ 町内会や地域活動の場



⑤ 政治等や行政の施策・方針決定の場





**重点目標 B 男女共同参画の視点を活かした、安全で安心して暮らせるまちづくりの推進**

○現在、高齢化が急速に進んでおり、高齢者の単身世帯、高齢者のみの世帯が年々増えてきています。高齢者の介護者も高齢化しており、介護者の負担も大きく、家庭内でも大きな影響を及ぼすと考えられます。また、外国にルーツのある人や障がいによって「言葉の壁」等で、地域の活動や就労に支障がないよう、障がいへの理解を深め、あらゆる人が暮らしやすい環境を作ります。

《 1 - B - 2 》

基本的施策 2	高齢者、障がい者、子ども、外国人等が安心して暮らせる環境整備	主管課
取り組み内容	○各施設や交通手段の整備・相談事業の通訳等の整備	企画政策課 総務課
	○高齢者の地域活動の支援等、地域での支え合いの取組を充実	健康福祉課
	○障がい福祉サービスの充実	福祉事務所
対象	家庭・学校・地域・職場	

○生活困窮世帯、ひとり親家庭については、子どもの教育のことや、経済面で不安を抱えています。これらの家庭の経済的・社会的自立を促進するための施策の充実が必要です。

《 1 - B - 3 》

基本的施策 3	生活困窮世帯、ひとり親家庭に対する支援	主管課
取り組み内容	○就学支援・就業支援・生活支援・相談事業など、就業や生活の安定に向けた支援の実施	福祉事務所
対象	家庭・学校・職場	

### 重点目標 C あらゆる暴力の根絶

○セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどに代表されるハラスメントは、個人の尊厳を傷つけ、能力の発揮を妨げる社会的に許されない行為です。防止のための広報・啓発をしていくことが重要です。

《 1 - C - 4 》

基本的施策 4	あらゆるハラスメントの防止対策の推進	主管課
取り組み内容	○啓発資料の作成と活用・図書館と連携して広報を推進	総務課
対象	学校・保育園・地域・職場	

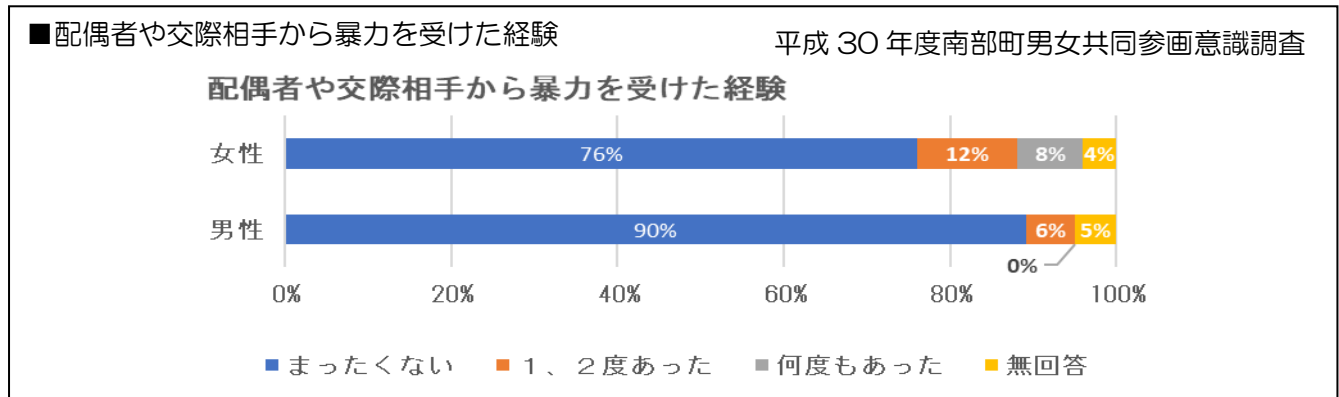
○夫婦間や交際相手からの暴力DV（ドメスティック・バイオレンス）は、人権を侵害する重要な問題であり、児童虐待も含め現在深刻な社会問題になっています。保育園や学校、地域、職場等でも児童虐待は住民の通報の義務があることを周知し、人としての尊厳を守り、命を守る行動が必要です。また、暴力の防止のためには、被害者が我慢しないで相談しやすいシステムの整備と、加害者の問題の背景を察し、繰り返さないための支援が必要です。

《 1 - C - 5 》

基本的施策 5	DV防止と根絶に向けた啓発及び被害者への支援	主管課
取り組み内容	○男女間の暴力、児童虐待に関する相談窓口の周知啓発	健康福祉課 子育て支援課
	○若年層を対象とする予防啓発の拡充	総務・学校教育課 人権・社会教育課



	○当事者および保護者への啓発の実施	健康福祉課 子育て支援課
対 象	行政職員・学校・保育園・地域・職場・町民	



基本目標 2 すべての人があらゆる場面で参画できる地域にしよう

重点目標 A 政策・方針決定の場への女性の参画拡大

○男女が対等な構成員の待遇を受け行動できるためには、男性を中心として組み立てられているあらゆる政策・方針決定の場の体制を見直す必要があります。特に、行政の分野で女性の意見が反映されるよう審議会や委員会への女性の参画を進めます。

《 2 - A - 6 》

基本的施策 6	各種委員会・審議会等の政策・方針決定の場への女性参画の拡大	主管課
取り組み内容	各種審議会・行政関連機関等での積極的な女性の登用（目標数 40%）	総務課
対 象	地域・職場	

○町行政・企業や団体などにおいて、役員、管理職に女性が積極的に登用されるよう、積極的改善措置（ポジティブアクション）についての働きかけを行う。

《 2 - A - 7 》

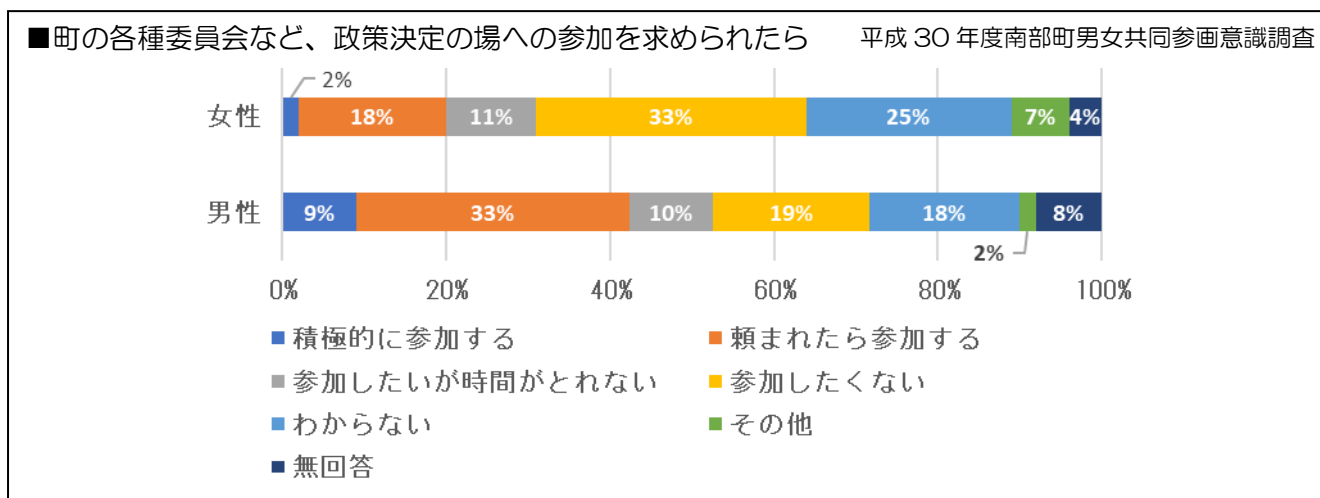
基本的施策 7	団体役員や管理職への女性参画の拡大	主管課
取り組み内容	○性別を問わない、能力、実力主義による女性管理職の登用の促進	総務課

対 象	職場
-----	----

○女性自身にも政策決定の場に参画することに積極的な人は少なく、男女共同参画社会の実現のためには、女性自らの意識改革が必要であり、人材の発掘・育成と併せて推進していく必要があります。女性リーダー研修や、パワーアップ講座等の参加を呼びかけ、積極的に取り組んでいくことが必要です。

《 2 - A - 8 》

基本的施策 8	女性リーダーの育成	主管課
取り組み内容	○自治会、各種団体の役員等への女性の積極的登用	総務課
	○県や関係機関の主催する女性大会やリーダー研修会等の参加や情報提供及び派遣	総務課
	○女性リーダーになる人材の育成に対する男性の理解を広げる啓発	総務課
対 象	保育園・学校・地域・職場	



地域活動に女性リーダーが少ない理由

- ◇「これまでの慣習で、リーダーには、男性が就任してきたから」・・・(22%)
- ◇「女性は家事や仕事で忙しいから」・・・(15%)
- ◇「男性中心の組織運営になっているから（役職や仕事分担、活動時間帯など）」(13%)

平成 30 年度南部町男女共同参画意識調査

## 重点目標 B 地域における男女共同参画の推進

○地域活動や社会活動への参画は、地域社会を支えていく上で重要な活動です。特に男性は、職場中心のライフスタイルに偏りがちであることから、主に女性が担っていた家事・育児・介護などの家庭の役割を、男性も共に担うための啓発を積極的に推進していく必要があります。

《 2 - B - 9 》

基本的施策 9	地域活動等における男女共同参画の促進	主管課
取り組み内容	○PTA 活動・地域活動・社会活動への男女共同参画の推進	総務課
	○女性が地域活動に参加しやすい支援体制の整備	総務課
対象	保育園・学校・家庭・地域	

### 必要なこと

男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために

- ◇「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかる」・・・・・・・・・・(22%)
- ◇「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくす」・・・・・・・・(15%)
- ◇「労働時間短縮や休暇制度を普及させ、仕事以外の時間をより多く持てるようにする」(11%)

平成 30 年度南部町男女共同参画意識調査

○地域の防災体制や復興の分野においても、単身世帯の把握など近所づき合いの大切さが再認識され、女性の能力を発揮する機会が求められています。また、平常時からの男女共同参画の視点を踏まえての防災・復興体制の整備の充実が必要です。

《 2 - B - 10 》

基本的施策 10	防災・復興分野における男女共同参画の推進	主管課
取り組み内容	○自衛消防・防災計画等への女性の参画	総務課
	○男女ともに防災対応を的確に行うための、各集落での説明会等の実施	総務課
対象	地域・職場	

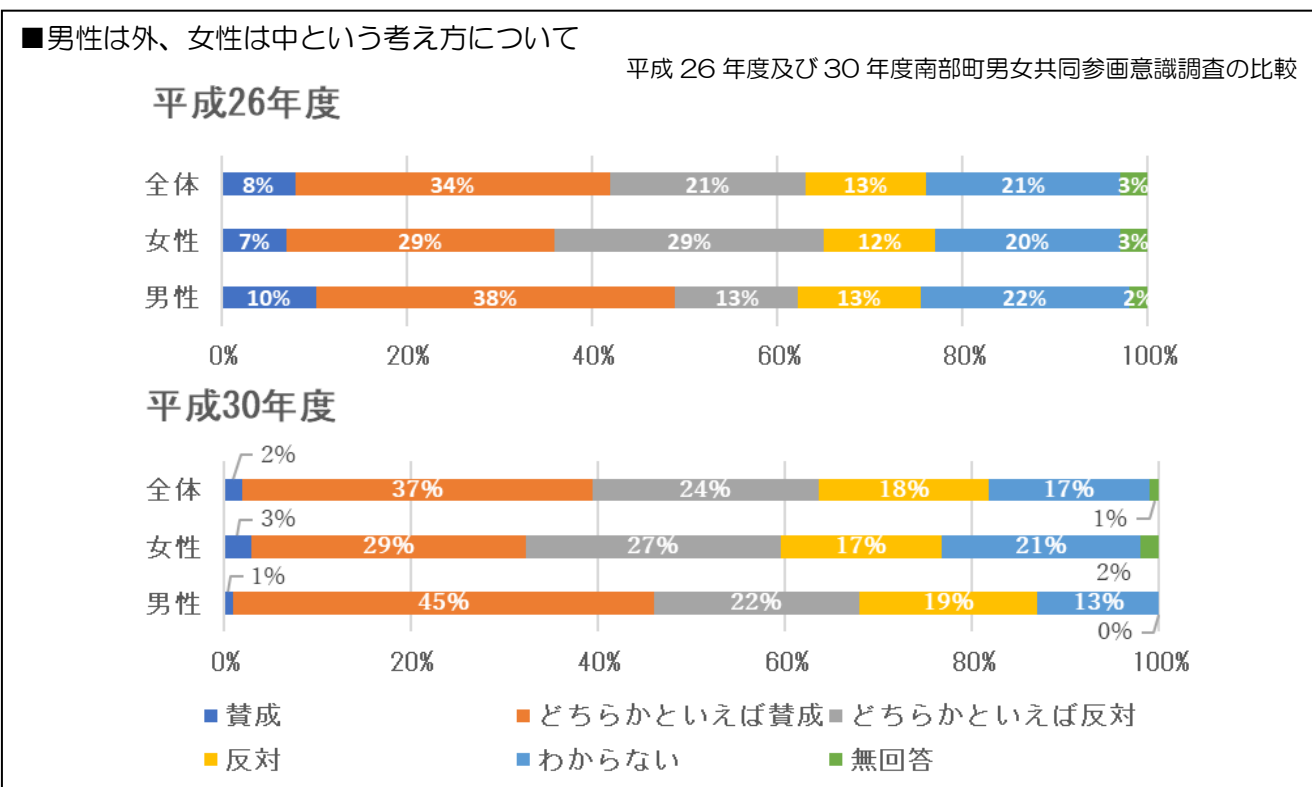
基本目標 3 すべての人が自分らしく多様な生き方を選べる社会をつくろう。

重点目標 A 多様なライフスタイルに対応した、男女の家事参画と他の活動との両立

○誰もが生涯を通じて人権を尊重され健康で安心して暮らせることは多様なライフスタイルを認め合う男女共同参画社会にとって必須の条件です。  
 また男性が子育てや介護などの家庭生活に参画することで、「男性は外で働く」「男性だから弱音をはけない」という男性自身の役割分担意識もたらず負担感が軽減され、男性自身が家族や人との関わりが充実して暮らしやすくなることについての理解が必要です。

《 3-A-11 》

基本的施策 11	家事育児介護等における男女共同参画の推進（家庭生活への男女共同参画）	主管課
取り組み内容	○子育てや介護で活躍する男性の活躍事例の情報収集、広報で事例紹介	健康福祉課 子育て支援課
	○男性を対象とした、子育てや介護に関する実践的なセミナーの開催	健康福祉課 子育て支援課
対象	家庭・地域・職場	



○働く女性の増加により、子育ての支援体制の整備を求める声が大きくなっています。「結婚支援」「出産・子育て支援」などの環境整備をし、子育てに対する家庭の負担感を緩和し、安心して暮らせる町づくりをめざします。家庭内でも子育てや介護を女性に固定化しないで、社会全体で分かち合う視点にたった施設や福祉サービスの充実が必要です。

《 3-A-12 》

基本的施策 12	家庭生活と他の活動との両立推進（子育て支援事業、保育ニーズ、介護支援サービス）	主管課
取り組み内容	○家庭生活支援・ファミリーサポートセンター等の充実・保育サービスの充実	子育て支援課
	○結婚支援の充実をめざし、男女の出会いの場を創出する	企画政策課
	○在宅福祉サービスの充実	健康福祉課
対象	家庭・地域・職場	

○すべての人が生涯を通じて健康な生活をしていくための支援の充実を図るとともに、妊娠・出産に関連した女性特有の健康を維持するための支援体制が必要です。

《 3-A-13 》

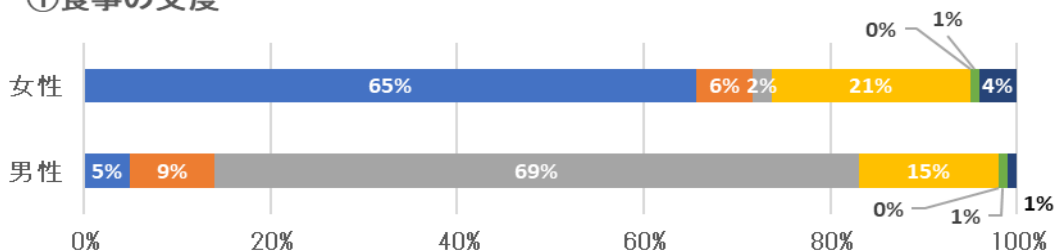
基本的施策 13	生涯を通じた男女の健康増進	主管課
取り組み内容	○がん検診・健康診断の受診率の向上・男性の日常生活面での自立支援	健康福祉課
	○妊娠や出産に関する支援の充実	子育て支援課 健康福祉課
対象	家庭・地域・個人事業者等	

■家庭の仕事の分担について

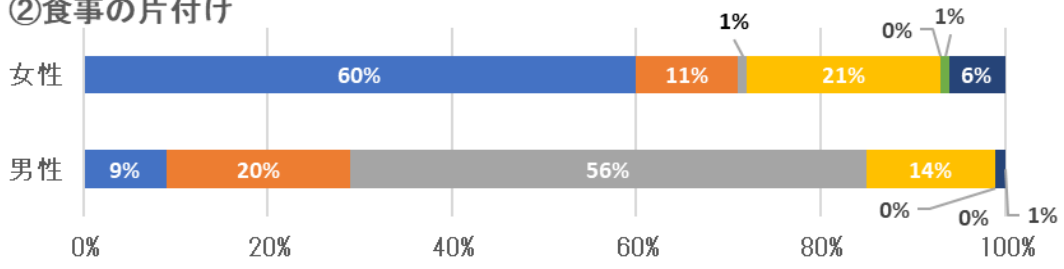
平成 30 年度南部町男女共同参画意識調査

- ほとんどが自分
- ほとんどが配偶者
- 公的・民間サービス
- 無回答
- 自分と配偶者が同程度
- 主に親や子ども等夫婦以外
- 該当する活動がない

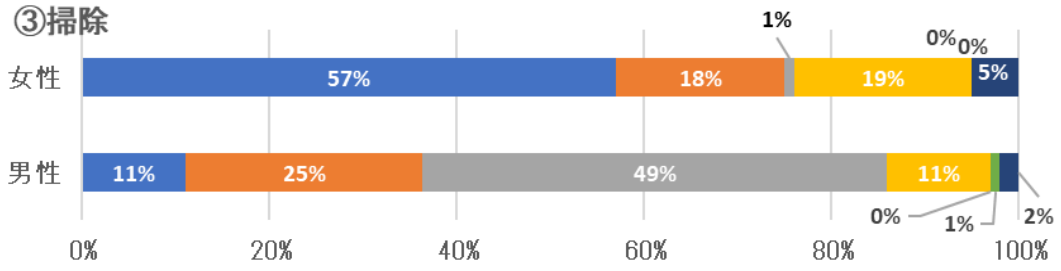
①食事の支度



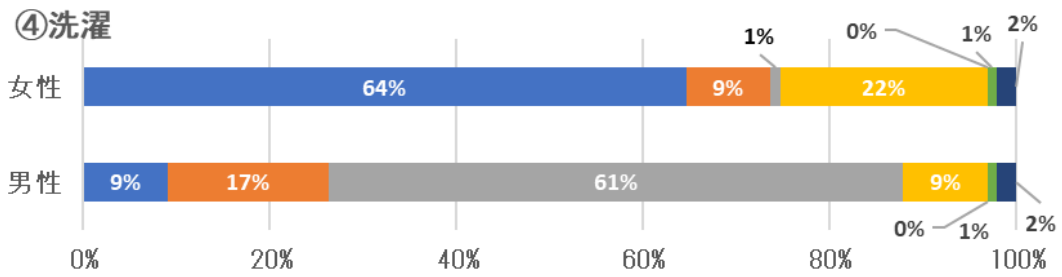
②食事の片付け



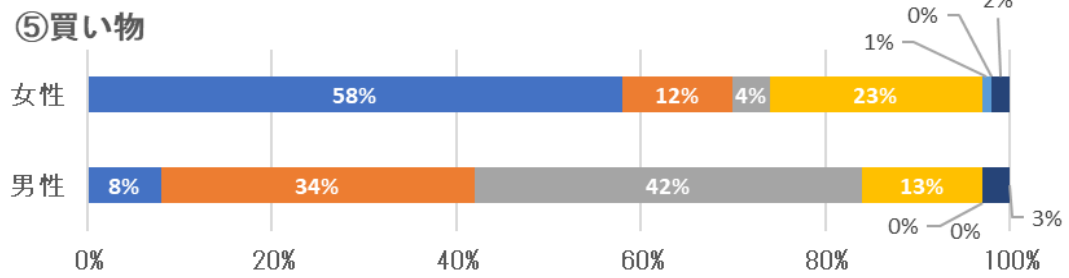
③掃除



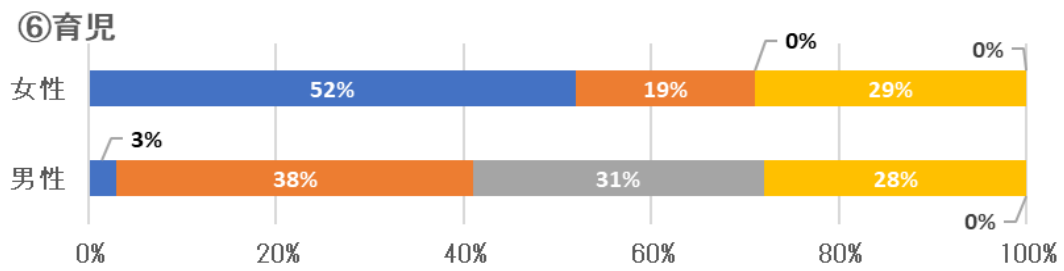
④洗濯

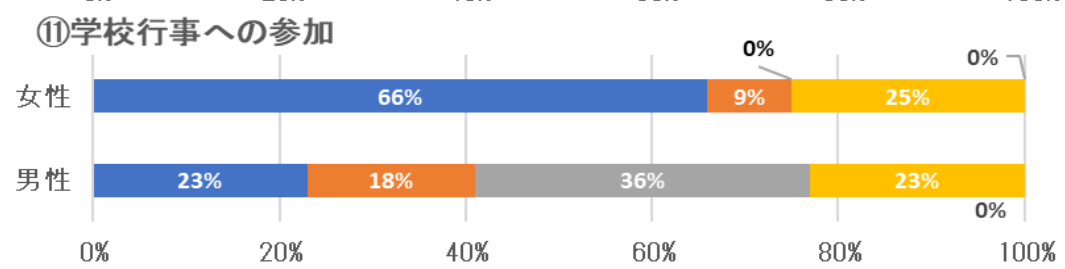
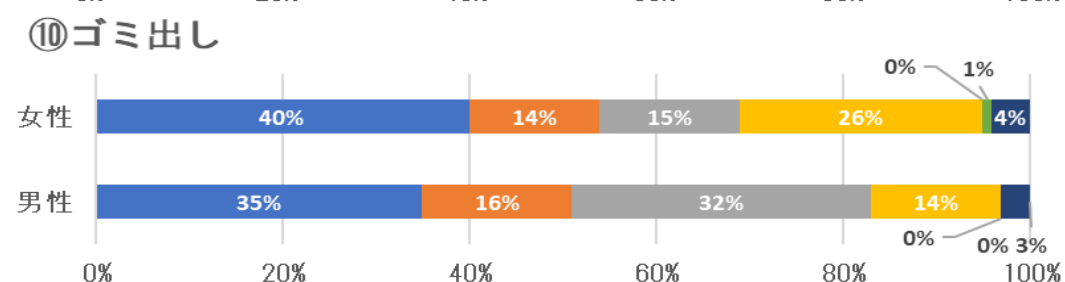
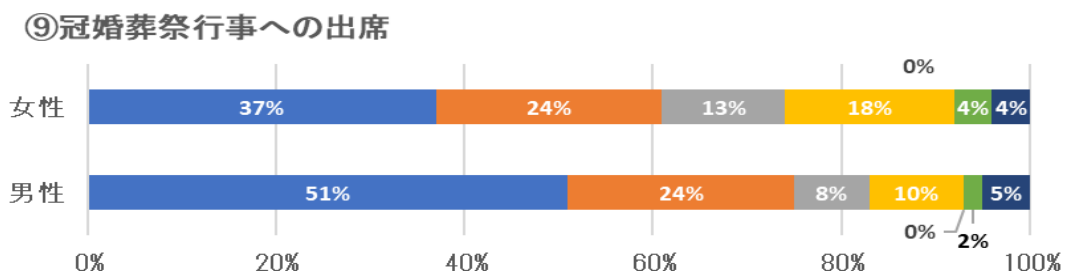
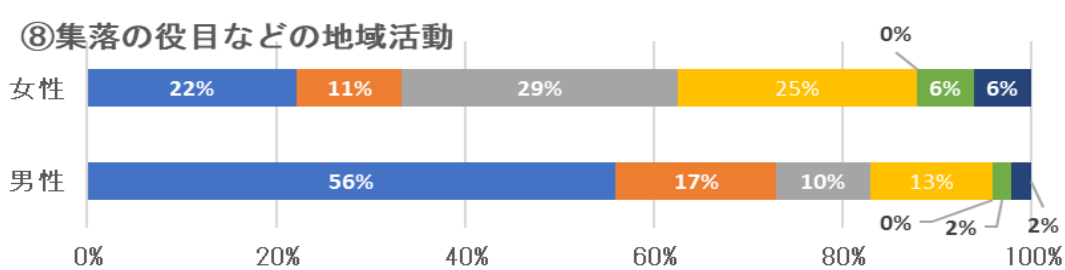
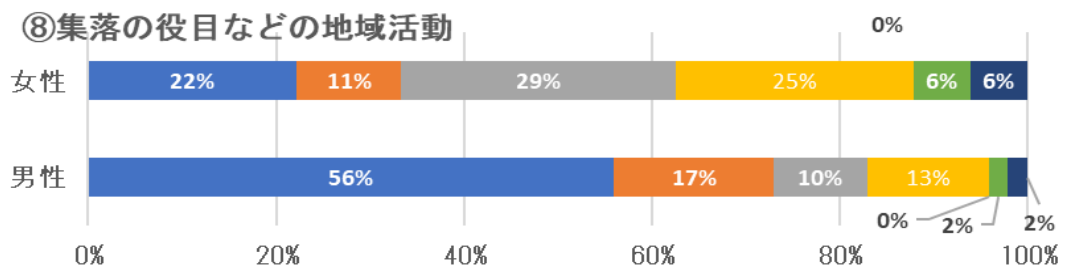
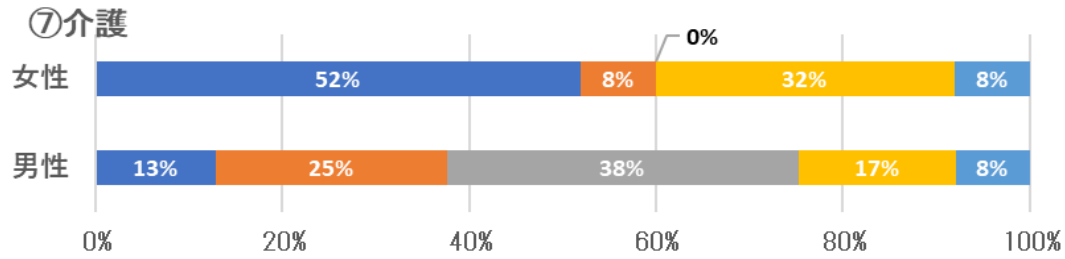


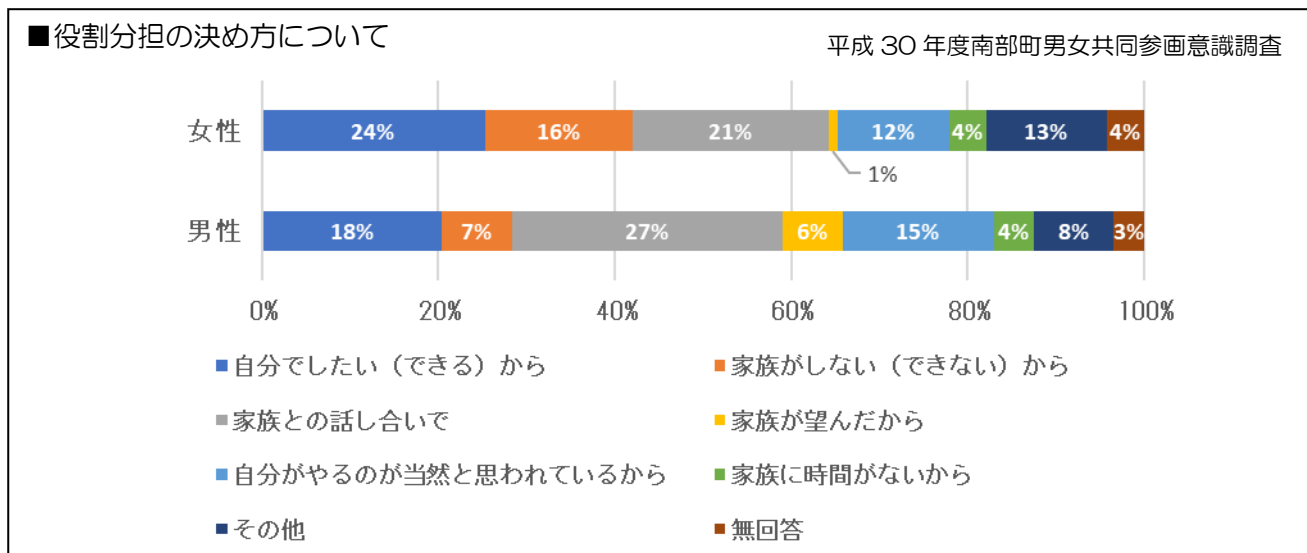
⑤買い物



⑥育児







**大切なこと**

男女が平等な立場で協力し合っていくために

- ◇ 「男女がお互いの個性・能力を認め合い補い合っているという認識を持つ」・・・(47%)
- ◇ 「会話やコミュニケーションにより、お互いを思いやる気持ちを育てる」・・・(23%)
- ◇ 「男性自身が生活者としての家事能力を身につける」・・・(17%)

平成 30 年度南部町男女共同参画意識調査

**重点目標 B 働く場における男女共同参画の推進**

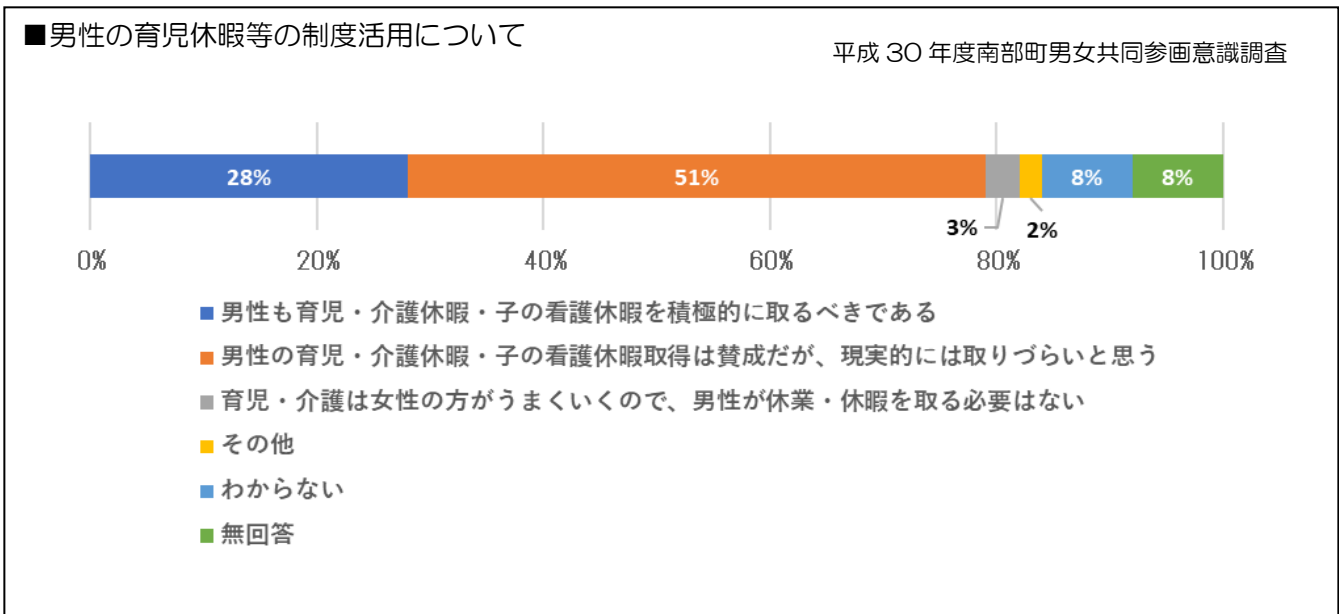
○男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会の形成について、基本理念の一つとして、「家庭生活における活動と他の活動の両立」を掲げています。男性職員の育休取得率、妻の出産休暇取得率、子の看護休暇取得率などの状況を把握し、家庭生活や経済活動などを対等な立場で分かち合い、社会全体でこれを支援していく必要があります。また、従業員の仕事と家庭の両立を応援する「イクボス・ファミボス」を普及促進する等、男女が共に働きやすい職場環境づくりが必要です。

《 3 - B - 1 4 》

基本的施策 1 4	仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の実現に向けた職場環境づくりの推進	主管課
取り組み内容	○育児休暇・介護休暇の取得の促進・理解に対する広報と啓発	総務課
	○対象者が必要な情報を得やすい環境の整備	総務課
	○イクボス・ファミボスの普及拡大のための広報	子育て支援課



	と啓発	企画政策課
	○鳥取県男女共同参画推進企業、南部町子育て応援企業を推進する	子育て支援課 企画政策課
対 象	家庭・地域・職場	



○「男女雇用機会均等法」の施行後、募集・採用・配置・昇進などにおいて男女差別は改善が進められています。しかし、実際には女性や若者の雇用状況は非正規雇用が多いのも現状です。性別年齢を問わず生涯を通じて充実した職場生活ができるような雇用環境の整備が必要です。また、働く女性が増え、さまざまな分野で活躍していますが、結婚や出産を機にやむを得ず仕事をやめ、子どもの手が離れたら働くというライフスタイルをとる女性が少なくありません。再就職希望者を支援するための研修や能力開発のための講座を積極的に周知していく必要があります。

《 3 - B - 1 5 》

基本的施策 1 5	男女が共に能力を発揮できる能力開発の支援	主管課
取り組み内容	○関係機関と連携し、就業支援に関する情報提供	企画政策課
	○男女共同参画推進企業認定制度の広報と啓発	企画政策課
	○ハローワーク・職業訓練校等の関係機関と連携し、資格修得等の支援・相談事業と意識啓発を充実する	企画政策課

対 象	家庭・地域・職場
-----	----------

○本町でも、農林業、商工業などの自営業においては、女性が生産、経営、生活面で重要な役割を担っています。従事する女性は貴重な担い手であり、大きく貢献しています。しかし、経営や事業運営は男性中心に行われていることが多く、女性の役割が正当に評価されているとはいえません。積極的に社会に参画に向かう女性の意識改革を図るとともに、男性自身も、女性の参画に対する理解を深め、生産組織の組合員や役員などの方針決定の場への女性の参画が必要です。また、女性が起業して活躍することは、地域社会や経済の活性化につながります。女性の能力を發揮し、経営参画を図ることも必要です。

《 3 - B - 1 6 》

基本的施策 1 6	女性の起業・経営参画・再就職における支援	主管課
取り組み内容	○農業委員会、生産組織の組合等の物事を決める場面への女性の参画の推進	産業課
	○女性の起業に関する情報の収集、提供及び支援	企画政策課
	○農林業・商工業等の自営業における男女共同参画の推進	産業課 企画政策課
対 象	家庭・地域・個人事業者等	

○少子高齢化社会を背景に、未来を担う子どもや若者にとって就労は、安心して生活していくために重要な問題です。性別に関わらず自分の個性や能力を發揮できる職業の選択や様々な資格の習得に対する情報と支援が必要です。

《 3 - B - 1 7 》

基本的施策 1 7	子どもたちや若者に対するキャリア教育の充実	主管課
取り組み内容	○ハローワーク・職業訓練校等の関係機関と連携し、資格修得等の支援・相談事業を充実する	企画政策課
	○青年団や高校生サークル等の若者に対して、ライフデザインセミナーを実施する	人権・社会教育課
	○ひきこもり支援の実施	健康福祉課
対 象	家庭・地域・学校・職場	